

民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

平出遺跡は、(3)アのとおり遺構破壊のおそれが生じているため、本格的な発掘調査と保存が急務になっていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第4期事業計画地は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全貌を解明させるための重要な場所であることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実と見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

#### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

### 企画課

## 長野県告示第664号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により長野県が実施した公共下水道工事の一部を次のとおり完了しました。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 1 公共下水道の名称

上松町公共下水道

#### 2 工事の区域又は区間

##### (1) 幹線管渠

##### ア 名 称

上松幹線

##### イ 工事の区間

木曾郡上松町本町通り四丁目17-1地先から木曾郡上松町大字小川5644番地まで

##### (2) 終末処理場

##### ア 名 称

上松浄化センター

##### イ 工事の区域

木曾郡上松町大字小川5635番地16、5635番地17、5635番地25、5644番地、5645番地、5647番地、5648番地及び5653番地の1

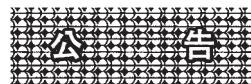
#### 3 工事の内容

幹線管渠及び終末処理場（一部場内整備を除く。）

#### 4 工事の一部完了の日

平成16年12月3日

水環境課生活排水対策室



## 公告

平成17年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 1 募集人員

募集人員は、次のとおりです。

| 学 科    | 募 集 人 員 |
|--------|---------|
| 介護福祉学科 | 若 干 名   |

#### 2 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者（平成17年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。）

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者

(3) 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により本校が実施する入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

#### 3 出願手続

##### (1) 提出書類

ア 入学願書（本校所定の用紙によります。）

イ 保育士証の写し又は保育士資格取得（見込み）証明書

ウ 入学資格を有することを証する書類（2の(2)又は(3)に該当する者に限ります。）

エ 健康診断書（本校所定の用紙で、出願前3月以内に医師の発行するもの）

オ 最終卒業学校の卒業（見込み）証明書及び成績証明書

カ 面接個人カード（本校所定の用紙によります。）

キ 返信用封筒2通（1通は80円切手をはった長型3号のもの。1通は角型2号のもので切手をはる必要はありません。いずれにも出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。）

##### (2) 入学審査料

入学審査料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。）納付してください。

## (3) 入学願書受付期間

平成17年1月14日（金）から1月24日（月）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除きます（郵送による場合は、平成17年1月24日までの消印のあるものに限り受け付けます。）。

## (4) 入学願書提出先

長野県諏訪市清水2丁目2番15号（郵便番号 392-0007）

長野県福祉大学校

郵送による場合は、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

## (5) 入学審査票の交付

入学願書を受理したときは、入学審査票を交付します。

## 4 入学審査

## (1) 方 法

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査に基づいて行います。

## (2) 期日及び場所

ア 期日 平成17年2月8日（火）

イ 場所 長野県福祉大学校

## (3) 審査内容

ア 筆記試験（小論文）

イ 人物考査（面接試験）

ウ 身体検査（健康診断書によります。）

## 5 合格発表

## (1) 期日 平成17年2月14日（月）

## (2) 方法

長野県福祉大学校掲示板及び長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）に掲示するとともに合格者に通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

## 6 その他

入学願書等の用紙の請求又は入学審査若しくは入学資格認定申請についての問い合わせは、長野県福祉大学校（電話 0266（57）4821）あてに行ってください（郵便により入学願書、入学資格認定申請書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号及び希望学科名を明記し、200円切手をはった封筒（角型2号）を同封してください。）。

厚 生 課

## 公告

歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 試験日時

## (1) 学説試験 平成17年3月7日（月）

午前9時から午後3時15分まで

## (2) 実地試験 平成17年3月8日（火）

午前9時から午後4時まで

## 2 試験場所

塙尻市広丘郷原1780 松本歯科大学

## 3 試験科目

歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下「規則」

といいます。）第8条に規定する科目

## 4 受験資格

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条の規定に該当する者（平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書（規則様式第4号）

イ 規則第7条第1項に規定する受験資格を証する書類

なお、卒業見込証明書を提出した者は、平成17年3月14日（月）までに卒業証明書を提出してください。

## (2) 試験手数料

試験手数料（36,000円）は、長野県収入証紙（受験願書にはって、消印はしないでください。）により納付してください。

## (3) 受付期間

平成17年1月11日（火）から平成17年1月14日（金）まで（郵送による場合は、平成17年1月14日の消印のあるものまでに限り受け付けます。）

## (4) 受付場所

長野県衛生部医務課（県庁専用郵便番号 380-8570）

## 6 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験資格等の内容を審査した上、適当と認められた者に対して受験票を交付します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

## 7 合格発表

平成17年3月25日（金）午前10時に長野県庁及び保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には通知します。

## 8 試験に関する問い合わせ先

長野県衛生部医務課（電話 026-232-0111（内線 2620））

医 务 課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成16年11月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 在日外国人生活支援センター

## 3 代表者の氏名

伊 藤 均 史

## 4 主たる事務所の所在地

上伊那郡南箕輪村4115番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、わが国に就労を目的として来日し、正式に就労ビザを取得している在日外国人労働者とその家族への、生活・医療・保険に関する相談と指導を行うことにより、生活基盤の安定と自らの自立・発展を目指し、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 なごみの会

3 代表者の氏名

吉本千賀子

4 主たる事務所の所在地

長野県上田市大字手塚1025番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が自立生活を営む、共同作業所・グループホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人メンタルサポート駒の杜の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 メンタルサポート駒の杜

3 代表者の氏名

松崎澄子

4 主たる事務所の所在地

長野県駒ヶ根市下平3312番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域での生活が成り立つよう、共同住宅を提供すると共に、様々な方法で生活のしづらさを援助し、共に地域で生きる社会をつくる。また、地域で精神障害者を支えるスタッフの資質向上をするための研修及び仲間づくりを行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まほろば

3 代表者の氏名

三澤尚子

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部7184番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者の行動を支え、生活支援の継続・安心のサービス提供に努め、行政でもなく、企業でもなく、非効率・不自由な問題の解決をし、誰もが住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者        | 開店時刻 | 閉店時刻                 |
|-------------|------|----------------------|
| (株)コメリ      | 午前9時 | 午後8時<br>(年間60日 午後9時) |
| (株)エス・エス・ブイ | 午前9時 | 午後10時                |

(変更後)

| 小売業者        | 開店時刻 | 閉店時刻                 |
|-------------|------|----------------------|
| (株)コメリ      | 午前9時 | 午後8時<br>(年間60日 午後9時) |
| (株)エス・エス・ブイ |      | 24時間                 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

|   | 変更前                  | 変更後                  |
|---|----------------------|----------------------|
| 1 | 午前8時から<br>午後10時30分まで | 24時間                 |
| 2 |                      | 午前8時から<br>午後10時30分まで |

4 変更する年月日

平成17年3月4日

5 届出年月日

平成16年12月3日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年12月16日から平成17年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パラスいちかわ

佐久市中込1-19-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

協同組合 パラス

佐久市中込1-19-2

3 廃止前の店舗面積の合計

3,550平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止する日

平成16年11月30日

産業振興課

## 公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

| 更新年月日      | 登録の有効期間                      | 登録番号         | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%)<br>その他の規格             | 生産業者の氏名又は<br>名称及び住所             |
|------------|------------------------------|--------------|-------|-------|--------------------------------|---------------------------------|
| 平成16年11月5日 | 平成16年11月8日から<br>平成22年11月7日まで | 長野県<br>第859号 | 生石灰   | 粉末生石灰 | アルカリ分 80.0%<br>その他の規格<br>該当なし。 | 丸善石灰工業株式会社<br>長野県塩尻市大字上西条1338番地 |

農業技術課

**公告**

松本市における県営山辺地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年11月29日行いました。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**農村整備課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画生産緑地地区 塩崎地区

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

**都市計画課**

**公告**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成16年12月9日伊那市駅前第2-A地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**建築管理課**

**公告**

平成16年11月4日認可した下伊那郡松川町による前河原地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年11月26日行った旨届出がありました。

平成16年12月16日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

**農村整備課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年12月16日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長 塩野敬一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

千曲川流域下水道（上流処理区）汚泥収集運搬及び処分業務

委託 380トン（予定数量）

## (2) 役務の特質

下水汚泥の収集運搬及びセメント資源化による処分

## (3) 履行期間

平成17年1月20日から平成17年3月10日まで

## (4) 処分汚泥発生場所

長野県長野市真島町川合1060-1

千曲川上流処理区終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、長野県知事、長野市長及び積み降ろしをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業の許可を受けた者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業の許可を受けた者であること。

(5) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所等

## (1) 交付期間

平成16年12月16日から平成16年12月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日並びに平成17年1月4日から平成17年1月6日までの毎日午前8時30分から午後5時まで

## (2) 交付場所等

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課 総務係

電話 026（224）3652

## 4 入札手続等

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年1月14日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

## (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成17年1月13日 午後5時（必着）

イ 受領場所

郵便番号 380-0917

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課 総務係

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(3)及び(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに提出しなければなりません。この場合において、入札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明しなければなりません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

水環境課生活排水対策室